

46 「文部省訓令第二十六号（学校教練教授要目）改正」抄

録 [昭和十二年六月]

官普五一号  
 定決裁 6月2日 文書課長  
 送 6月3日 起案者  
 (有原) (佐藤)

昭和十二年五月三十一日起案

事務官 (青戸) 印  
 学務課長 (堀池) 印  
 普通学務局長 (堀池) (ママ) (注記1)  
 文書課長 (阿原) (林野) (菊川) 印

正誤案

(注記2) 去月三十一日文部省訓令第二十六号中九四二頁上段其ノ他ノ項  
 「消毒・防毒面ノ使用法等」ハ「消毒、防毒面ノ使用法等」、  
 九四二頁、九四三頁各上段及下段九四四頁上段ノ「注意」ノ二  
 字及其ノ各号ハ孰モ一字宛上ルベキノ誤

官普五一号  
 定決裁 5月27日 文書課長  
 送 月 日 起案者  
 (佐藤)

昭和十二年五月廿一日起案

(下 札)

(注記3)

主務局 (注記4)  
 学校教練教授要目改正ノ件  
 標記ノ件別紙ノ通実施シ可然哉  
 備考  
 一、陸軍省ヨリ五月十九日附陸普二八九一号ヲ以テ異存ナキ  
 旨回答アリタリ  
 二、本訓令ハ決裁後直チニ官報ニ登載スルモノトス

次官 (河原) 印  
 普通学務局長代 (堀池) 印  
 事務官 (青戸) 印  
 実業学務局長 (藤野) 印  
 社会教育局長 (山川) 印  
 秘書課長 (小笠原) 印  
 督学官 (倉林) (龍山) (下村) (熊木) (早川) (山杵) (横山) (宇野) (志水) 印  
 専門学務局長代 (有光) 印  
 岩倉 (神野) (春山) 印  
 (川上) (町田) 印  
 (岡村) (堀池) (田中) 印  
 (武本) 印

(注記6)

昭和三十二年五月十九日 陸軍次官 梅津美治郎 印  
 文部次官 河原春作殿  
 五月十三日附官普五一号ヲ以テ照会ノ首題ノ件ニ関シテハ異存  
 無之二付回答ス  
 (抹消) 陸軍現役將校配属学校教練教授要目(大正二四、四、一三改正案)

(注記5)

(加筆) 文部省訓令第(二十六)号

直轄学校

公立ノ大学、高等学校及

専門学校

北海道庁 府県

(加筆) [学校] 教練教授要目

目次

一 教材

二 教材ノ配当

師範学校 中学校 実業学校 高等学校 大学予科

専門学校 高等師範学校 [臨時教員養成所] 実業学

校教員養成所 青年学校教員養成所 大学

三 毎週教授時数及毎年野外演習日数

一 教材

各個教練 部隊教練 射撃 敬礼 閱兵 分列 指揮法

陣中勤務 距離測量 測図 軍事講話 戦史 其ノ他

二 教材ノ配当

師範学校(本科第一部)

中学校

尚当分ノ内教練ノ資材整備セザル場合ニ於テハ本教授要目ノ趣旨ニ準ジテ之ヲ行フモノトス

(加筆・朱書) (加筆・朱書) (加筆・朱書) (十二)年(五)月(三十一)日

文部大臣

実業学校(修業年限五年以上)

部 隊 教 練	各 個 教 練	学 年	
		教 材	学 年
	分隊密集教練(徒手) 小隊密集教練(徒手)	基本各個教練(徒手)	第一 学 年
		同上	第二 学 年
		基本各個教練(徒手) 戰闘各個教練(徒手)	第三 学 年
		基本各個教練(執銃) 戰闘各個教練(執銃)	第四 学 年
		分隊密集教練(執銃) 小隊密集教練(執銃) 中隊密集教練(執銃) 分隊戰闘教練(執銃)	第五 学 年

軍事講話	測図	距離測量	陣中勤務	指揮法	敬禮	射擊
各兵種ノ職能及戰闘一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝國軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等	地形地物ノ現示法 地図ノ読方	歩測 目測	通信ノ伝達法特ニ 伝令連絡兵遞伝等	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作	徒手各個ノ敬禮 徒手部隊ノ敬禮 閱兵(徒手) 分列(徒手)	
	同上	同上	搜索警戒特ニ歩哨 斥候等(各個) 同上 行軍宿營給養特 二露營幕營廠營 野外灯事等	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作	同上	
	写景圖 要圖	同上	同上	同上	徒手各個ノ敬禮 徒手部隊ノ敬禮 執銃各個ノ敬禮 執銃部隊ノ敬禮 閱兵(徒手、執銃) 分列(徒手、執銃)	予行演習
	写景圖 要圖 断面圖	音響測量	同上	搜索警戒特ニ歩哨斥候 等(部隊)	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作 中隊長ノ動作	執銃各個ノ敬禮 執銃部隊ノ敬禮 閱兵(執銃) 分列(執銃)
軍隊生活 各種兵器ノ機能ノ概要 国防 防空 化学戰	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上

其ノ他	兵器取扱手入保存法 瓦斯防護 <small>(加筆)</small> <small>(加筆)</small> 防毒面ノ使用法等	列国軍事ノ趨勢
	衛生及救急法 手榴彈投擲法	

注意

- 一 軍人ニ賜ハリタル勅諭ニ関シテハ(加筆)修身ト連絡ヲ保チ適時述義シテ聖旨ヲ奉体セシムベシ
- 二 師範学校ニ在リテハ第三学年ヨリ執銃教練ヲ課スベシ其ノ他ノ学校ニ在リテハ学校ノ情况ニ依リ概ネ第三学年ノ(抹消)(加筆)(後)〔第三学〕期ヨリ初歩ノ執銃教練ヲ課スルモノトス
- 三 師範学校ニ於ケル教練特ニ指揮法ハ他ノ学校ニ比シ稍其ノ程度ヲ高ムルコトヲ要ス
- 四 師範学校本科第二部ニ在リテハ主トシテ本科第一部第四学年及第五学年ノ課程ヲ授クベシ
- 五 師範学校専攻科ニ在リテハ本科第一部ニ於ケル既習事項
  - 一 二 習熟セシムベシ但シ本科卒業者以外ノ者ニ関シテハ本科第一部第五学年ニ準ズ
  - 六 行進ノ歩幅及速度ハ学年ニ応ジ適宜之ヲ定ムベシ
  - 七 狭窄射撃ハ依托伏射、膝射、伏射(密)毎年一回以上之ヲ行ヒ実包射撃ハ成ルベク之ヲ行フモノトス
  - 八 旗信号ハ必要ニ応ジ之ヲ課スルコトヲ得
  - 九 既習ノ教材ハ随時之ヲ復習セシムベシ
  - 一〇 低学年ノ教授ニ当リテハ高学年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツルコトヲ得
  - 一一 軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フベシ

実業学校

入学資格 高等小学校第一学年修了程度  
修業年限 四年

部隊教練	各個教練	教材	
		第一学年	第二学年
部隊教練	分隊密集教練 <small>(徒手)</small> 小隊密集教練 <small>(徒手)</small>	基本各個教練 <small>(徒手)</small>	基本各個教練 <small>(徒手)</small>
		戰闘各個教練 <small>(徒手)</small>	戰闘各個教練 <small>(徒手)</small>
	分隊密集教練 <small>(執銃)</small> 小隊密集教練 <small>(執銃)</small> 中隊密集教練 <small>(執銃)</small> 分隊戰闘教練 <small>(執銃)</small> 小隊戰闘教練 <small>(執銃)</small>	分隊密集教練 <small>(執銃)</small> 小隊密集教練 <small>(執銃)</small> 中隊密集教練 <small>(執銃)</small> 分隊戰闘教練 <small>(執銃)</small> 小隊戰闘教練 <small>(執銃)</small>	
	同上	同上	

軍 講 事 話	測 図	測 距 量 離	勤 陣 務 中	指 揮 法	分 閱 敬 列 兵 礼	射 擊		
各兵種ノ職能及戰闘一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝國軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等	地形地物ノ現示法 地図ノ読方	歩 測 目 測	搜索警戒特ニ歩哨斥 候等(各個) 通信ノ伝達法特ニ伝令 連絡兵遞伝等	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作	徒手各個ノ敬礼 徒手部隊ノ敬礼 閱兵(徒手) 分列(徒手)			
	写景図 要 図	同 上	同上 行軍宿營給養特ニ露 營幕營廠營野外灯事等	同上 同上	同上	同上	予行演習	中隊戰闘教練(執銃)
	写景図 要 図 断面図	音響測量	同上	同上 搜索警戒特ニ歩哨斥 候等(部隊)	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作 中隊長ノ動作	執銃各個ノ敬礼 執銃部隊ノ敬礼 閱兵(執銃) 分列(執銃)	予行演習 狭窄射撃	同上
軍隊生活 各種兵器ノ機能ノ概要 国防 防空 化学戰 列國軍事ノ趨勢	同上	同上	同上	同上	同上	予行演習 狭窄射撃 実包射撃	同上	

其ノ他 兵器取扱手入保存法  
瓦斯防護(消毒、防毒面ノ使用法等)  
衛生及救急法  
手榴彈投擲法等

注意

- 一 軍人ニ賜ハリタル勅諭ニ関シテハ(加筆)修身ト連絡ヲ保チ適時述義シテ聖旨ヲ奉体セシムベシ
- 二 行進ノ歩幅及速度ハ学年ニ応ジ適宜之ヲ定ムベシ
- 三 狭窄射撃ハ依托伏射、膝射、伏射毎年各一回以上之ヲ行ヒ実包射撃ハ成ルベク之ヲ行フモノトス
- 四 旗信号ハ必要ニ応ジ之ヲ課スルコトヲ得
- 五 既習ノ教材ハ随時之ヲ復習セシムベシ
- 六 低学年ノ教授ニ当リテハ高学年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツルコトヲ得
- 七 軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フベシ

実業学校

(入学資格 高等小学校卒業程度)  
修業年限 三年

教材	学年
各個教練	第一 学年 基本各個教練(徒手)
部 隊 教 練	分隊密集教練(徒手) 小隊密集教練(徒手)
射 擊	予行演習 狭窄射撃
敬 禮	徒手各個ノ敬礼 徒手部隊ノ敬礼 閱兵(徒手)
分 列	分列(徒手)
各個教練	第二 学年 基本各個教練(執銃) 戰闘各個教練(徒手、執銃)
部 隊 教 練	分隊密集教練(徒手、執銃) 小隊密集教練(徒手、執銃) 中隊密集教練(徒手、執銃) 分隊戰闘教練(徒手、執銃) 小隊戰闘教練(徒手、執銃)
射 擊	予行演習 狭窄射撃
敬 禮	執銃各個ノ敬礼 執銃各個ノ敬礼 閱兵(徒手、執銃)
分 列	分列(徒手、執銃)
各個教練	第三 学年 基本各個教練(執銃) 戰闘各個教練(執銃)
部 隊 教 練	分隊密集教練(執銃) 小隊密集教練(執銃) 中隊密集教練(執銃) 分隊戰闘教練(執銃) 小隊戰闘教練(執銃) 中隊戰闘教練(執銃)
射 擊	予行演習 狭窄射撃 実包射撃
敬 禮	執銃各個ノ敬礼 執銃各個ノ敬礼 閱兵(執銃)
分 列	分列(執銃)

指揮法	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作	同上	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作 中隊長ノ動作
陣中勤務	搜索警戒特ニ歩哨斥候等 等(各個) 通信ノ伝達法特ニ伝令 (加筆) 〔連〕給兵遞伝等	搜索警戒特ニ歩哨斥候等 (部隊) 行軍宿営給養特ニ露営幕 營廠營野外灯事等	同上
距離測量	歩測 目測 (抹消) 〔音響測量〕	歩測 目測 (加筆) 〔音響測量〕	同上
測図	地形地物ノ現示 法地図ノ読方	写景図 要図	写景図 要図 断面図
軍事講話	各兵種ノ職能及戰闘一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝國軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等	軍隊生活 各種兵器ノ機能ノ概要 国防 防空 化学戰 列國軍事ノ趨勢	
其ノ他	兵器取扱手入保存法 瓦斯防護(消毒、防毒面ノ使用法等)	衛生及救急法 手榴彈投擲法等	

注意

- 一 軍人ニ賜ハリタル勅諭ニ関シテハ(加筆)  
修身ト連絡ヲ保チ適時述義シテ聖旨ヲ奉体セシムベシ
- 二 行進ノ歩幅及速度ハ学年ニ応ジ適宜之ヲ定ムベシ
- 三 狹窄射撃ハ依托伏射、膝射、伏射毎年各一回以上之ヲ行ヒ実包射撃ハ成ルベク之ヲ行フモノトス
- 四 旗信号ハ必要ニ応ジ之ヲ課スルコトヲ得
- 五 既習ノ教材ハ隨時之ヲ復習セシムベシ

六 低学年ノ教授ニ当リテハ高学年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツルコトヲ得

七 軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フベシ

シ

高等学校

大学予科

専門学校

高等師範学校

<sup>(抹消)</sup>  
〔臨時教員養成所〕

実業学校教員養成所

青年学校教員養成所

左記ノ教材ヲ適宜配当シテ之ヲ実施スベシ

各個、部隊教練

射撃

指揮法

陣中勤務

軍事講話

注意

一 高等学校尋常科ニ於ケル教練ハ中学校ニ於ケル教練ニ準ズ

ズ

二 師範学校、中学校及実業学校ニ於ケル既習事項ニ習熟セシメ特ニ指<sup>(抹消)</sup>〔導〕<sup>(加筆)</sup>〔揮〕法ノ程度ヲ高ムベシ

シメ特ニ指<sup>(抹消)</sup>〔導〕<sup>(加筆)</sup>〔揮〕法ノ程度ヲ高ムベシ

三 部隊教練ニ於テハ簡易ナル大隊教練ヲ行フコトヲ得

四 射撃ニ於テハ毎年二回以上狹窄射撃ヲ行ヒ尚設備ノ許ス

場合ニ於テハ一回以上実包射撃ヲ行フベシ

五 軍事講話ニ於テハ外国軍制ノ要綱並ニ諸兵聯合部隊運用ノ初歩ヲモ教授スベシ

六 専門学校ニ於テハ其ノ種類ニ依リ当該学科ニ適応スル事項ヲ以テ前掲ノ教材ノ一部ニ代フルコトヲ得又高学年ニ

於テ戦史ノ概要ヲ授クルコトヲ得

七 軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フベシ

シ

大学

高等学校、大学予科等ニ於テ課シタル事項ヲ適宜配当シテ実施スベシ

<sup>(加筆)</sup>〔尚〕戦史ノ概要ヲ授クベシ

〔尚〕戦史ノ概要ヲ授クベシ

注意

一 戦史ニ於テハ内外国戦史ヲ講述シ其ノ一般ヲ会得セシムベシ

ベシ

二 大学ニ於テハ其ノ専門ノ種類ニ依リ将来ヲ考慮シ当該学科ニ適応スル事項ヲ以テ前掲ノ教材ノ一部ニ代フルコトヲ得

ヲ得

三 設備ノ許ス場合ニ於テハ毎年一回以上実包射撃ヲ行フベシ

シ

シ

四 軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フベシ

シ



三 毎週教授時数及毎年野外演習日数

学門専(抹消)高等 専大高 門学等 学予学 校科校	実業学校											中 学 校				師範学校		学校種別		
	三 修業年限 年			四 修業年限 年			五 修業年限 年					中 学 校				第二部	第一部			
	第三学年	第二学年	第一学年	第四学年	第三学年	第二学年	第一学年	第五学年	第四学年	第三学年	第二学年	第一学年	第五学年	第四学年	第三学年	第二学年	第一学年	各学年	各学年	学年別
	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	三	二	二	二	一・五 (抹消) (乃至三)	三	毎週教授時数
	六	六	六	六	六	六	四	六	六	六	四	四	五	五	五	四	四			毎年野外演習日数

大	高等師範学校 (抹消) 〔臨時教員養成所〕 実業学校教員養成所 青年学校教員養成所	一・五	四
学			
適			
宜			

注意

- 一 師範学校ニ在リテハ本科第一部、第二部共最終学年ニ於テ三週間ノ軍事講習ヲ兵営又ハ野営地ニ於テ行フモノトス但シ其ノ一週間以内ヲ以テ前年ニ繰リ上ケテ行フコトヲ得
- 二 師範学校本科卒業者以外ノ者ニシテ専攻科ニ在学スル者ニ関シテハ本科第一部第五学年ニ準ズ
- 三 高等学校尋常科ニ関シテハ中学校ニ準ズ
- 四 実業学校中工業学校規程、農業学校規程、商業学校規程及水産学校規程ニ夫々規定シタル実業学校第二部ニ関シテハ実業学校最高学年ニ準ズ
- 五 本表ノ日時数ハ最少限度ヲ示ス

(注記7)

官普五一号  
 決裁 5月12日 文書課長 (有原)  
 発送 5月13日 起案者 (佐藤)

昭和十二年四月三十日起案

普通学務局長 (菊池)  
 学務課長 (堀池)  
 事務官 (青戸)  
 事務官 (岡本)  
 事務官 (武本)

大臣 花押(林)  
次官(河原)

(伊東)  
(阿原)

専門学務局長 後閣(有光)

実業学務局長 (藤野)  
(官坂)  
(岩倉)  
(岩倉)

社会教育局長 自署 (山川)  
(朝比奈)  
(官本)  
(柴田)  
(千葉)  
(田中)

督学官 (藤原)  
(倉林)  
(龍山)  
(坂井)  
(熊木)  
(櫻井)  
(早川)  
(山研)  
(横山)  
(志水)

審査委員 (服部)  
(阿原)  
(谷原)  
(有光)

(小笠原)  
(朝比奈)

(栗)

案

年月日

次官

陸軍次官宛

教練教授要目改正ノ件

今回教練教授要目別紙ノ通改正致度ニ付御異存ノ有無至急御回

示相成度

備考

一、別紙ハ主務課ニ在リ

二、陸軍關係者トハ内交渉済

三、学校教練教授要目新旧对照調(別紙ノ通)

(抹消) [陸軍現役將校配属学校教練教授要目(大正一四、四、二三)改正案]

(加筆) 文部省訓令第(二十六)号

直轄学校

公私立ノ大学、高等学校及

専門学校

北海道庁 府県

(加筆) [大正十四年文部省訓令第六号] (抹消) [学校] (加筆) [学校] 教練教授要目左

ノ通改正ス

陸軍現役將校(抹消) [ヲ] (加筆) [配属(抹消) [ヲ受ケ]タル学校ニ於ケル教

練ハ本(抹消) 教授要目ニ抛リ土地ノ情况ト学生生徒ノ心身ノ発

育情况トニ適切ナル教授細目ヲ定メテ之ヲ実施スベキモノトス(加筆)

学校長及地方長官ハ克ク此ノ趣旨ヲ体シ之ガ取扱上遺憾ナキヲ

期シ以テ教練実施ノ本旨ヲ貫徹センコトニカムベシ

尚当分ノ内教練ノ資材整備セザル場合ニ於テハ本教授細目ノ趣

旨ニ準ジテ之ヲ行フモノトス

(加筆) [十二年(五)月(二十一)日]

(加筆) [学校] 教練教授要目

(加筆) [文部大臣]

目次

一 教材

二 教材ノ配当

師範学校 中学校 実業学校 高等学校 大学予科

専門学校 高等師範学校 (抹消) [臨時教員養成所] 実業学

校教員養成所 青年学校教員養成所 大学

三 每週教授時間数及毎年野外演習日数

一 教材

各個教練 部隊教練 射撃 敬礼 閱兵 分列 指揮法 陣

中勤務 距離測量 測図 軍事講話 戦史 其ノ他

二 教材ノ配当  
 師範学校 (本科第一部)  
 中学校  
 実業学校 (修業年限五年以上)

勤 陣 務 中	指 揮 法	分 閱 敬 列 兵 礼	射 擊	部 隊 教 練	各 個 教 練	学 年	
						第 一 学 年	第 二 学 年
通信ノ伝達法特ニ伝 令連絡兵遞伝等	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作	徒手各個ノ敬礼 徒手部隊ノ敬礼 閱兵 (徒手) 分列 (徒手)		分隊密集教練 (徒手) 小隊密集教練 (徒手)	基本各個教練 (徒手)		第一学年
搜索警戒特ニ歩哨 斥候等 (各個) 同上 行軍宿営給養特ニ	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作	同上		同上	同上		第二学年
同上 同上	同上	徒手各個ノ敬礼 徒手部隊ノ敬礼 執銃各個ノ敬礼 執銃部隊ノ敬礼 閱兵 (徒手、執銃) 分列 (徒手、執銃)	予行演習	分隊密集教練 (徒手) 小隊密集教練 (執銃) 中隊密集教練 (徒手) 分隊戰闘教練 (徒手)	基本各個教練 (徒手) 戰闘各個教練 (執銃)		第三学年
搜索警戒特ニ歩哨斥 候等 (部隊)	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作 中隊長ノ動作	執銃各個ノ敬礼 執銃部隊ノ敬礼 閱兵 (執銃) 分列 (執銃)	予行演習 狭窄射撃 実包射撃	分隊密集教練 (執銃) 小隊密集教練 (執銃) 中隊密集教練 (執銃) 分隊戰闘教練 (執銃) 小隊戰闘教練 (執銃) 中隊戰闘教練 (執銃)	基本各個教練 (執銃) 戰闘各個教練 (執銃)		第四学年
同上	同上	同上	同上	同上	同上		第五学年

其ノ他	兵器取扱手入保存法 瓦斯防護(消毒(加筆)防毒面ノ使用法等)	距離測量	歩測 目測	露営幕営廠営野外 灯事等
		測図	地形地物ノ現示法 地図ノ読方	同上
軍事講話	各兵種ノ職能及戰闘一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝國軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等	同上	同上	同上
		要図	写景図 断面図	同上
其ノ他	衛生及救急法 手榴彈投擲法	同上	同上	同上
		要図	同上	同上

注意

- 一 軍人ニ賜ハリタル勅諭ニ関シテハ〔修身ト聯絡ヲ保チ〕適時述義シテ聖旨ヲ奉体セシムベシ
- 二 師範学校ニ在リテハ第三学年ヨリ執統教練ヲ課スベシ其ノ他ノ学校ニ在リテハ学校ノ情況ニ依リ概ネ第三学年ノ〔加筆〕〔抹消〕〔第三学〕〔後〕期ヨリ初歩ノ執統教練ヲ課スルモノトス
- 三 師範学校ニ於ケル教練特ニ指揮法ハ他ノ学校ニ比シ稍其ノ程度ヲ高ムルコトヲ要ス
- 四 師範学校本科第二部ニ在リテハ主トシテ本科第一部第四学年及第五学年ノ課程ヲ授クベシ
- 五 師範学校専攻科ニ在リテハ本科第一部ニ於ケル既習事項
- 六 行進ノ歩幅及速度ハ学年ニ応ジ適宜之ヲ定ムベシ
- 七 狭窄射撃ハ依托伏射、膝射、伏射各〔毎年一回以上之ヲ行ヒ実包射撃ハ成ルベク之ヲ行フモノトス
- 八 旗信号ハ必要ニ応ジ之ヲ課スルコトヲ得
- 九 既習ノ教材ハ随時之ヲ復習セシムベシ
- 一〇 低学年ノ教授ニ当リテハ高学年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツルコトヲ得
- 一一 軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フベシ

距離	陣中勤務	指揮法	敬礼 分列兵	射撃	部隊教練	各個教練	学年	
							第一学年	第二学年
歩測	搜索警戒特二歩哨斥候等(各個) 通信ノ伝達法特二伝令 連絡兵遞伝等	分隊長ノ動作 小隊長ノ動作	徒手各個ノ敬礼 徒手部隊ノ敬礼 閱兵(徒手) 分列(徒手)		分隊密集教練(徒手) 小隊密集教練(徒手)	基本各個教練(徒手)	第一学年	
同上	同上 同上 行軍宿營給養特二露 營幕營廠營野外灯事等	同上	同上	予行演習	分隊密集教練(徒手) 小隊密集教練(徒手) 分隊戰闘教練(徒手)	基本各個教練(徒手) 戰闘各個教練(徒手)	第二学年	
音響測量	同上 搜索警戒特二歩哨斥候等(部隊)	分隊長ノ動作 小隊長ノ動作 中隊長ノ動作	執銃各個ノ敬礼 執銃部隊ノ敬礼 閱兵(執銃) 分列(執銃)	予行演習 狹窄射撃	分隊戰闘教練(執銃) 小隊密集教練(執銃) 中隊密集教練(執銃) 分隊戰闘教練(執銃) 小隊戰闘教練(執銃) 中隊戰闘教練(執銃)	基本各個教練(執銃) 戰闘各個教練(執銃)	第三学年	
同上	同上 同上	同上	同上	予行演習 狹窄射撃 突包射撃	同上	同上	第四学年	

測量	目測		
測	地形地物ノ現示法 地図ノ読方	写真図 要図	写真図 要図
講	各兵種ノ職能及戦闘一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝國軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等	軍隊生活 各種兵器ノ機能ノ概要 国防 防空 化学戦 列國軍事ノ趨勢	同上
其ノ他	兵器取扱手入保存法 瓦斯防護(消毒、防毒面ノ使用法等)	衛生及救急法 手榴彈投擲法等	

注意

- 一 軍人ニ賜ハリタル勅諭ニ関シテハ(抹消)  
時述義シテ聖旨ヲ奉体セシムベシ
- 二 行進ノ歩幅及速度ハ学年ニ応ジ適宜之ヲ定ムベシ
- 三 狭窄射撃ハ依托伏射、膝射、伏射毎年各一回以上之ヲ行  
ヒ実包射撃ハ成ルベク之ヲ行フモノトス
- 四 旗信号ハ必要ニ応ジ之ヲ課スルコトヲ得
- 五 既習ノ教材ハ隨時之ヲ復習セシムベシ
- 六 低学年ノ教授ニ当リテハ高学年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツ  
ルコトヲ得
- 七 軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フベシ

実業学校

(入学資格 高等小学校卒業程度  
修業年限 三年)

教材	学年	第一学年	第二学年	第三学年
各個教練	基本各個教練(徒手)	基本各個教練(執銃) 戦闘各個教練(徒手、執銃)	基本各個教練(執銃) 戦闘各個教練(執銃)	基本各個教練(執銃) 戦闘各個教練(執銃)
部隊教練	分隊密集教練(徒手) 小隊密集教練(徒手)	分隊密集教練(徒手、執銃) 小隊密集教練(徒手、執銃) 中隊密集教練(徒手) 分隊戰鬥教練(徒手、執銃)	分隊密集教練(執銃) 小隊密集教練(執銃) 中隊密集教練(執銃) 分隊戰鬥教練(執銃)	分隊密集教練(執銃) 小隊密集教練(執銃) 中隊密集教練(執銃) 分隊戰鬥教練(執銃)

講 軍 話 事	測 図	距離 測量	陣 中 勤 務	指 揮 法	分 閱 敬 列 兵 礼	射 擊	
	地形地物ノ現示 法地図ノ読方	歩 測 目 測 (加筆) 〔音響測量〕	搜索警戒特ニ歩哨斥候等 等(各個) 通信ノ伝達法特ニ伝令(連) 〔加筆〕朱書 絡兵遞伝等	助教助手ノ動作 分隊長ノ動作 小隊長ノ動作	徒手各個ノ敬礼 徒手部隊ノ敬礼 閱兵(徒手) 分列(徒手)	予行演習	
	要 図 写 景 図 断 面 図	同上	同上	同上	執銃各個ノ敬礼 執銃各個ノ敬礼 閱兵(徒手、執銃) 分列(徒手、執銃)	予行演習 狭窄射撃 実包射撃	小隊戦闘教練(徒手、執銃) 中隊戦闘教練(執銃)
各兵種ノ職能及戦闘一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念 帝国軍制 兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等	軍隊生活 各種兵器ノ機能ノ概要 国防 防空 化学戦		行軍宿營給養特ニ露營幕 營廠營野外灯事等				

其ノ他	兵器取扱手入保存法 瓦斯防護（消毒、防毒面ノ使用法等）	衛生及救急法 手榴彈投擲法等
-----	--------------------------------	-------------------

注意

各個、部隊教練

一 軍人ニ賜ハリタル勅諭ニ関シテハ（抹消）修身ト聯絡ヲ保チ適

射擊

時述義シテ聖旨ヲ奉体セシムベシ

指揮法

二 行進ノ歩幅及速度ハ学年ニ応ジ適宜之ヲ定ムベシ

陣中勤務

三 狭窄射撃ハ依托伏射、膝射、伏射毎年各一回以上之ヲ行

軍事講話

ヒ実包射撃ハ成ルベク之ヲ行フモノトス

注意

四 旗信号ハ必要ニ応ジ之ヲ課スルコトヲ得

一 高等学校尋常科ニ於ケル教練ハ中学校ニ於ケル教練ニ準

五 既習ノ教材ハ随時之ヲ復習セシムベシ

ズ

六 低学年ノ教授ニ当リテハ高学年ノ生徒ヲ以テ幹部ニ充ツ

二 師範学校、中学校及実業学校ニ於ケル既習事項ニ習熟セ

ルコトヲ得

シメ特ニ指（抹消）導（加筆）揮（朱書）法ノ程度ヲ高ムベシ

七 軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フベ

三部隊教練ニ於テハ簡易ナル大隊教練ヲ行フコトヲ得

シ

四 射撃ニ於テハ毎年二回以上狭窄射撃ヲ行ヒ尚設備ノ許ス

場合ニ於テハ一回以上実包射撃ヲ行フベシ

高等学校

五 軍事講話ニ於テハ外国軍制ノ要綱ニ諸兵聯合部隊運用ノ

大学予科

初歩ヲモ教授スベシ

専門学校

六 専門学校ニ於テハ其ノ種類ニ依リ当該学科ニ適応スル事

高等師範学校

項ヲ以テ前掲ノ教材ノ一部ニ代フルコトヲ得又高学年ニ

（抹消）  
〔臨時教員養成所〕

於テ戦史ノ概要ヲ授クルコトヲ得

実業学校教員養成所

七 軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フベ

青年学校教員養成所

シ

左記ノ教材ヲ適宜配当シテ之ヲ実施スベシ

大学



高等学校、大学予科等ニ於テ課シタル事項ヲ適宜配当シテ実施スベシ

尚戦史ノ概要ヲ授クベシ

注意

一 戦史ニ於テハ内外国戦史ヲ講述シ其ノ一般ヲ会得セシムベシ

二 大学ニ於テハ其ノ専門ノ種類ニ依リ将来ヲ考慮シ当該学科ニ適応スル事項ヲ以テ前掲ノ教材ノ一部ニ代フルコトヲ得

三 設備ノ許ス場合ニ於テハ毎年一回以上実包射撃ヲ行フベシ

四 軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フベシ

三 毎週教授時数及毎年野外演習日数

中学校	師範学校		学校種別		学年別	毎週教授時数	毎年野外演習日数
	第一部	第二部	各学年	各学年			
第五学年	二	二	三	二	一・五 (抹消) (乃至二)	四	五
第四学年	二	二	三	二	一・五 (抹消) (乃至二)	四	五
第三学年	二	二	三	二	一・五 (抹消) (乃至二)	四	五
第二学年	二	二	三	二	一・五 (抹消) (乃至二)	四	五
第一学年	二	二	三	二	一・五 (抹消) (乃至二)	四	五
各学年	二	二	三	二	一・五 (抹消) (乃至二)	四	五

大 学	〔校学ノ度程校学門專〕 〔抹消〕 高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 〔抹消〕 〔臨時教員養成所〕 実業学校教員養成所 青年学校教員養成所	三 修業年限			四 修業年限			五 修業年限					
		第三学年	第二学年	第一学年	第四学年	第三学年	第二学年	第一学年	第五学年	第四学年	第三学年	第二学年	第一学年
適 宜	一・五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	四	六	六	六	六	六	六	四	六	六	六	四	四

注意

一 師範学校ニ在リテハ本科第一部、第二部共最終学年ニ於テ三週間ノ軍事講習ヲ兵営又ハ野营地ニ於テ行フモノトス但シ其ノ一週間以内ヲ前年ニ繰上ゲテ行フコトヲ得

- 二 師範学校本科卒業者以外ノ者ニシテ専攻科ニ在学スル者  
ニ関シテハ本科第一部第五学年ニ準ズ
- 三 高等学校尋常科ニ関シテハ中学校ニ準ズ
- 四 実業学校中工業学校規程、農業学校規程、商業学校規程  
及水産学校規程ニ夫々規定シタル実業学校第二部ニ関シ  
テハ実業学校最高学年ニ準ズ
- 五 本表ノ日時数ハ最少限度ヲ示ス

〔学校教練教授要目新旧対照調〕省略

(注記 1)

〔記録掛 13・10・14 受領〕

(注記 2)

〔十〕(簿冊内件名番号)

(注記 3)

〔至急〕

(注記 4)

〔主務局／発送5月27日〕

(注記 5)

〔大規〕

(注記 6)

〔文部省 普51号 昭和12・5・20〕

(注記 7)

〔至急〕

(下札)

〔中山〕種別 わ一ノ一別教練／聯繫 / 登録追加 / 件名 訓令第  
二六号 学校教練教授要目改正／番号 官普五一／結了年月日  
昭二二 五 三二／保存年限 ムキ／枚数 一括

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練〕  
〔第2冊〕 文部省 3A.32-7, 2540